平成２３年（フ）第１４５号
長野県東筑摩郡山形村6883－１、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明7572番地１
債務者　大月　　昇
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６号
愛知県瀬戸市八幡台３丁目80番地
債務者　竹村　照彦
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　直明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５７号
札幌市清田区真栄４条２丁目20番10―802号
債務者　上野　博貴
１　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
岐阜県高山市長坂町15番地１
債務者　釜谷　靖治
１　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１００４号
札幌市中央区大通西24丁目１番22―604号
債務者　伊関　勇志（旧姓紙谷）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４１号
札幌市白石区東札幌１条６丁目４番３号　ベルヴィコート白石201号、申立時の住所札幌市白石区東札幌１条６丁目４番34号　シャンブル萌黄202号
債務者　玉置　秀才
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０２号
北海道江別市文京台東町20番地の６　文京台グレースハイツ303
債務者　渡邉　正弘
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０３号
北海道江別市文京台東町20番地の６　文京台グレースハイツ303
債務者　渡邉美和子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０４号
北海道江別市文京台東町20番地の６　文京台グレースハイツ303
債務者　渡邉　正美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１８号
札幌市南区真駒内上町２丁目12番２―205号
債務者　三好　厚子（旧姓堀）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３６号
札幌市北区北28条西14丁目１番１号　春日ハイツ101号
債務者　渡邉和香子（旧姓島谷）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１１号
札幌市中央区南13条西18丁目３番６号　ピュアコート山鼻201号
債務者　石川原晶乃
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１７号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番24―401号
債務者　土橋　忠信
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３５号
札幌市豊平区月寒東４条16丁目３番17号
債務者　鈴木　明美（旧姓秋本）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５１号
札幌市南区簾舞２条４丁目12番10号
債務者　木村　幸治
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６６号
北海道江別市幸町14番６号　シャトー弥生202号室、住民票上の住所北海道江別市新栄台54番地の19
債務者　山田　由美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８４号
札幌市北区新川４条13丁目６番12号
債務者　吉本　和美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部